

○美里町中小企業リテンション支援補助金交付要綱

令和6年3月29日

美里町告示第43号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規学卒者を雇用した町内の中小企業等に対して、予算の範囲内において美里町中小企業リテンション支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、美里町補助金等交付規則(平成18年美里町規則第33号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新規学卒者 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する中学校、高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学又は大学院を卒業してから3年以内の者をいう。

(2) 中小企業等 町内に事業所又は本社を有する法人をいう。

(3) 正社員 中小企業等に直接雇用されており、雇用期間の定めがなく、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)の被保険者である者をいう。

(4) 日本標準産業分類 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する中小企業等とする。

(1) 日本標準産業分類に掲げる大分類のうちA農業、林業、D建設業、E製造業、F電気・ガス・熱供給・水道業、G情報通信業、H運輸業、郵便業、I卸売業、小売業、K不動産業、物品賃貸業、L学術研究、専門・技術サービス業、M宿泊業、飲食サービス業、N生活関連サービス業、娯楽業、O教

育、学習支援業、P医療、福祉又はRサービス業のいずれかに該当する事業を営んでいること。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 前号の事業を営む官公署

イ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）、医療法（昭和23年法律第205号）、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、私立学校法（昭和24年法律第270号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、商工会法（昭和35年法律第89号）、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づく法人等

ウ 政治及び宗教上の法人等

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業にかかる接客業務委託営業を行っていないこと。

(4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第1項に規定する労働条件を明示した書面を交付している中小企業等であること。

（補助対象要件）

第4条 補助金は、次条に規定する交付条件を満たし、かつ、第6条に規定する補助金の額と同額を新規学卒者に対して手当として支給している場合に交付するものとする。

（交付条件）

第5条 補助金の種別及び交付条件は、別表のとおりとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助金の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 基礎額 3万円

(2) 加算額 15万円

(交付申請等)

第7条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書は、美里町中小企業リテンション支援補助金交付申請書(様式第1号)とし、同項に規定する別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 新規学卒者の卒業を証する書類の写し

(3) 労働基準法第15条第1項に規定する労働条件を明示した書面の写し

(4) 第2条第3号に規定する被保険者の番号が分かるいずれかの台帳の写し

(5) その他町長が必要と認める書類

2 規則第4条第1項に規定する期日は、12月28日とする。

(実績報告)

第8条 規則第11条第1項に規定する補助事業等実績報告書は、美里町中小企業リテンション支援補助金実績報告書(様式第3号)とし、同項に規定する別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 新規学卒者に本補助金に基づく手当等を振り込んだことを証する書類

(2) 受領証明書(様式第4号)

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 町長は、補助金の交付の決定を受けた中小企業等が、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の全額又は一部の返還を命ずる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年度における補助金の読替適用)

- 2 令和6年度の補助金における第5条の規定の適用については、別表中「前年度の10月から当該年度の9月までの間」とあるのは、「令和6年の4月から9月までの間」と読み替えて適用する。

別表（第5条関係）

補助金の種別	交付条件
基礎額	<ol style="list-style-type: none"><li>1 前年度の10月から当該年度の9月までに正社員として新規学卒者を雇用したこと。</li><li>2 3か月以上継続して雇用していること。</li><li>3 雇用した者が申請日において町内に住所を有し、引き続き町内に住所を有する意思があること。</li></ol>
加算額	<ol style="list-style-type: none"><li>1 基礎額の交付条件をすべて満たしていること。</li><li>2 雇用した者が、雇用することが決まった日以降に町内に転入していること。</li><li>3 雇用した者が転入後3か月以上経過していること。</li></ol>

美里町中小企業リテンション支援補助金交付申請書

美里町長 殿

申請者（中小企業等）  
 所在地  
 法人名  
 代表者氏名  
 担当者（氏名）  
 （役職）

年度において、下記のとおり美里町中小企業リテンション支援補助金の交付を受けたいので、美里町補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請者情報

申請者 情報	営んでいる業種の 日本標準産業分類名	大分類名：
	事業所所在地	遠田郡美里町
	事業所名	
	正社員数	人

2 申請金額 金 円

内 訳	補助金の種別	補助金の額	補助対象要件の人数	計算額
	基礎額	3 万円	人	円
	加算額	1 5 万円	人	円

○ 添付書類

- (1) 様式第 1 号別紙【交付条件者一覧】
- (2) 様式第 2 号【誓約書】
- (3) 新規学卒者の卒業を証する書類の写し
- (4) 労働基準法第 1 5 条第 1 項に規定する労働条件を明示した書面の写し
- (5) 第 2 条第 3 号に規定する被保険者の番号が分かるいずれかの台帳の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

別紙

交付条件者一覧

No	生年月日	保険の種類(※) (該当するものに○)	雇用する ことが決 定した日	雇用 した日	補助金申請内容 (申請するものに○)		第5条別表の交 付条件を全て満 たしている。 (確認チェック)
	氏名 (ふりがな)	被保険者番号			基礎額	加算額	
1		1・2・3					<input type="checkbox"/>
2		1・2・3					<input type="checkbox"/>
3		1・2・3					<input type="checkbox"/>
4		1・2・3					<input type="checkbox"/>
5		1・2・3					<input type="checkbox"/>
6		1・2・3					<input type="checkbox"/>
7		1・2・3					<input type="checkbox"/>
8		1・2・3					<input type="checkbox"/>
9		1・2・3					<input type="checkbox"/>
10		1・2・3					<input type="checkbox"/>
合計	人	-	-	-	人	人	

※ 1 健康保険法・2 厚生年金保険法・3 雇用保険法

様式第2号（第7条関係）

誓 約 書

年 月 日

美里町長 殿

所在地（住所）  
〒  
中小企業等  
法人名  
役職  
代表者 ふりがな  
氏名

私は、美里町中小企業リテンション支援補助金の交付申請に関して、下記のとおり誓約します。

記

- 1 美里町補助金等交付規則（平成18年美里町規則第33号。以下「規則」という。）及び美里町中小企業リテンション支援補助金交付要綱（令和6年美里町告示第43号）に従うことについて同意します。
- 2 町内に所在地を有しています。
- 3 代表者、役員又は使用人その他の従業員等は、美里町暴力団排除条例（平成24年美里町条例第28号）第2条第3号に規定する暴力団員に該当しません。また、同条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等と関係を有しておらず、将来にわたっても有しません。また、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等の不適当な行為をしません。
- 4 申請書類及び添付書類について、美里町が行政機関や警察等に確認等を行うことに同意します。
- 5 補助金の交付内容について、税務情報として使用することに同意します。
- 6 美里町から報告、必要な調査等の求めがあった場合は、これに応じます。
- 7 虚偽その他不正により補助金の交付決定又は交付を受けたことが判明した場合は、規則第14条の規定による決定の取消し及び規則第15条の規定による補助金の返還に応じます。

年 月 日

美里町中小企業リテンション支援補助金実績報告書

美里町長 殿

報告者（中小企業等）  
所在地  
法人名  
代表者氏名

年 月 日付け美里町指令（ ）第 号で交付決定の通知があった美里町中小企業リテンション支援補助金について、下記のとおり実施したので、美里町補助金等交付規則第11条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 支給総額と内訳（実績）

補助金の種別	補助金の額	支給人数	支給総額
基礎額	3万円	人	円
加算額	15万円	人	円
合 計			円

2 振込日 年 月 日

3 添付書類

- （1）新規学卒者に本補助金に基づく手当等を振り込んだことを証する書類
- （2）様式第4号【受領証明書】
- （3）その他町長が必要と認める書類

様式第4号（第8条関係）

受領証明書

年 月 日

（中小企業等）

殿

（新規学卒者）

住所

氏名

私は、美里町中小企業リテンション支援補助金交付要綱に基づく手当を下記のとおり受領したことを証明します。

記

受領手当種別 （該当するものに○）	基礎額 ・ 加算額
受領金額	金 円
受領日	年 月 日